

# 公立大学法人滋賀県立大学産学連携センター管理運営規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第96号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第5条第2項および公立大学法人滋賀県立大学組織規程第12条第3項の規定に基づき、産学連携センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 センターは、滋賀県立大学（以下「本学」という。）と企業者との共同研究等の交流により、企業者の研究開発を支援するとともに、本学の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 産学連携事業に関すること
- (2) 受託研究および共同研究（地域共生センターに属するものを除く。）に関すること
- (3) 奨励寄付金研究に関すること
- (4) その他センターの目的達成のために必要な業務

## (組織)

第4条 センターにセンター長を置き、産学連携を所掌する理事をもって充てる。

- 2 センターに専任教員を置く。
- 3 前項に定める者のほか、センター長は、理事長の了承を得てセンターの運営に必要と認めた者をセンターに置くことができる。

## (副センター長)

第4条の2 センターに副センター長を置き、専任教員の中からセンター長が指名する。

- 2 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (センター運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、産学連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 産学連携事業の企画、計画および実施に関すること
  - (2) センターの人事に関すること
  - (3) その他センターの管理運営に関すること
- 3 委員会は、センター長が委員長となり、次に掲げる者が委員となる。

(1) 各学部ごとに選出される教授 1 名

(2) 産学連携センター教授

(3) 事務局次長

(4) 事務局地域連携推進グループ統括

4 前項第 1 号に定める委員の任期は、委員長が別に定める。

5 第 3 項の規定にかかわらず、委員長は、センターの管理運営上、必要と認めた者を委員会の委員に加えることができる。

(専門委員会)

第 6 条 センター長は、委員会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第 7 条 委員会に関する事務は、事務局地域連携推進グループにおいて行う。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条、第 7 条関係)

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条、第 7 条関係)

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条の 2 関係)